



鳥取県公報

平成 26 年 8 月 22 日 (金)
第 8 6 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (621) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (622) (〃) 3
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (623) (〃) 4
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (624) (子育て応援課) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (625) (経済産業総室) 5
	一般国道の区域の変更 (626) (道路企画課) 6
	土地改良区の役員の就退任 (627) (中部総合事務所農林局) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (628) (東部福祉保健事務所) 7
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (629) (〃) 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (警察本部会計課) 8
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
ユニット型介護老人保健施設みやこ苑	鳥取市三津1072-307	平成26年4月1日

2 居宅介護事業

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問リハビリテーション事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	訪問リハビリテーション	平成26年6月1日
株式会社薬明館	山口県岩国市南岩国町一丁目30-16	さくら薬局	倉吉市東昭和町158-2	居宅療養管理指導	平成26年7月1日
〃	〃	明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	〃	〃
〃	〃	あすなろ薬局	倉吉市上井町一丁目12-7	〃	〃
〃	〃	スマイル薬局	倉吉市上井町一丁目8-30	〃	〃
〃	〃	のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町田後223-1	〃	〃
〃	〃	はまむら薬局	鳥取市気高町北浜三丁目131-2	〃	〃
〃	〃	おうちだに薬局	鳥取市大工町頭29	〃	〃
株式会社HHP	米子市角盤町一丁目176-1	ほかほか倶楽部	米子市目久美町42-1	通所介護	〃
有限会社プラーナ	西伯郡伯耆町大殿1042-6	デイホームこころ	西伯郡伯耆町大殿960-1	〃	〃
アクア株式会社	倉吉市福守町406-6	アクアサロン福守	倉吉市福守町406-6	〃	〃
株式会社幸風	岩美郡岩美町大字浦富434-25	幸風デイサービスセンター鳥取	鳥取市商栄町115-4	〃	平成26年7月14日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人 社団尾崎 病院	鳥取市湖山町北二丁目 555	医療法人社団尾崎 病院	鳥取市湖山町北 二丁目555	介護予防短期 入所療養介護	平成26年 5 月 21日
社会福祉 法人こう ほうえん	境港市誠道町2083	訪問リハビリテー ション事業所にし まち幸朋苑	鳥取市西町五丁 目108	介護予防訪問 リハビリテー ション	平成26年 6 月 1日
株式会社 薬明館	山口県岩国市南岩国町 一丁目30-16	さくら薬局	倉吉市東昭和町 158-2	介護予防居宅 療養管理指導	平成26年 7 月 1日
〃	〃	明治町薬局	倉吉市明治町 1031-34	〃	〃
〃	〃	あすなる薬局	倉吉市上井町一 丁目12-7	〃	〃
〃	〃	スマイル薬局	倉吉市上井町一 丁目8-30	〃	〃
〃	〃	のぞみ薬局	東伯郡湯梨浜町 田後223-1	〃	〃
〃	〃	はまむら薬局	鳥取市気高町北 浜三丁目131- 2	〃	〃
〃	〃	おうちだに薬局	鳥取市大工町頭 29	〃	〃
株式会社 HHP	米子市角盤町一丁目 176-1	ほかほか倶楽部	米子市目久美町 42-1	介護予防通所 介護	〃
有限会社 プラーナ	西伯郡伯耆町大殿1042 -6	デイホームこころ	西伯郡伯耆町大 殿960-1	〃	〃
アクア株 式会社	倉吉市福守町406-6	アクアサロン福守	倉吉市福守町 406-6	〃	〃
株式会社 幸風	岩美郡岩美町大字浦富 434-25	幸風デイサービス センター鳥取	鳥取市商栄町 115-4	〃	平成26年 7 月 14日

鳥取県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年 8 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人真誠会	米子市河崎555-2	訪問介護弓浜真誠会	米子市河崎555-2	平成24年5月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人真誠会	米子市河崎555-2	介護予防訪問介護弓浜真誠会	米子市河崎555-2	平成24年5月1日

鳥取県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	トレーニングデイサービスワンセルフ	米子市昭和町55-3	平成26年6月30日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	トレーニングデイサービスワンセルフ	米子市昭和町55-3	平成26年6月30日

鳥取県告示第624号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県少子化対策理解促進啓発フォーラム（仮称）企画・開催等業務委託公募型プロポーザル審査会	平成26年度に開催する少子化対策理解促進啓発フォーラム（仮称）の企画、運営等の業務の受託者の選定に関する事項	平成26年8月22日から同年9月30日まで	子育て王国推進局 子育て応援課

鳥取県告示第625号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号、5号及び6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取A P I 鳥取市叶303-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
いなば商事株式会社 代表取締役 安住 庸雄 鳥取市叶306
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 5,234平方メートル
変更後 5,971平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 126平方メートル
変更後 144平方メートル
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 変更前 53.25立方メートル
変更後 57.75立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 株式会社エディオン 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
はるやま商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
株式会社ココラファインヘルスケア 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
株式会社今井書店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時
いなば石油株式会社 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
変更後 株式会社エディオン 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
はるやま商事株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
株式会社ココラファインヘルスケア 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
株式会社今井書店 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
いなば石油株式会社 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 変更前 4か所
変更後 5か所
 - (イ) 位置 7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
 - (1) 3(1)及び3(2)の変更 平成26年4月21日

(2) 3(3)の変更 平成26年8月21日

5 変更する理由

店舗の入れ替え、営業時間の統一及び既存出入口の来退店客車両の分散を図るため

6 届出年月日

平成26年8月20日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成26年8月22日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年8月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	日野郡江府町大字佐川字柿木田924-3地先から同字906-2地先まで	変更前	15.5~16.0	66.0
	日野郡江府町大字佐川字柿木田906-2地先から同地先まで	変更後	15.5~33.9	66.0

鳥取県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年8月22日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 井 貞 美 倉吉市志津720-1

	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623- 1
	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
	西 浦 成 路	倉吉市小鴨1332- 1
	大 谷 忠 正	倉吉市関金町堀3262- 5
	荒 金 好 明	倉吉市関金町大鳥居1076- 2
	石 原 泉	倉吉市関金町泰久寺691
	本高屋 清	倉吉市関金町松河原11- 6
	池 本 隆 司	倉吉市関金町安歩545
	山 根 明	倉吉市石塚383- 7
	松 本 幸 男	倉吉市三江492
	前 田 一 昭	倉吉市小鴨1390- 2
監 事	山 本 正 直	倉吉市北野642
	栗 原 敏 彦	倉吉市鴨河内1637
	山 本 守 夫	倉吉市関金町松河原93- 1

平成26年7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	藤 井 貞 美	倉吉市志津720- 1
	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623- 1
	山 根 明	倉吉市石塚383- 7
	前 田 一 昭	倉吉市小鴨1390- 2
	松 本 幸 男	倉吉市三江492
	石 原 泉	倉吉市関金町泰久寺691
	本高屋 清	倉吉市関金町松河原11- 6
	池 本 隆 司	倉吉市関金町安歩545
	石 田 秋 男	倉吉市福山304
	杉 本 佐登志	倉吉市小鴨1339- 62
	山 本 智 男	倉吉市関金町大鳥居978
	坂 根 奨	倉吉市関金町堀3282- 3
監 事	山 本 正 直	倉吉市北野642
	山 本 守 夫	倉吉市関金町松河原93- 1
	米 田 豊 平	倉吉市鴨河内987- 6

平成26年8月1日就任 任期3年

鳥取県告示第628号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長268 - 1	平成26年6月 23日	平成26年7月 31日	訪問入浴介護

鳥取県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月22日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセンター 鳥取駅南	鳥取市宮長268 - 1	平成26年6月 23日	平成26年7月 31日	介護予防訪問入浴 介護

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | ガスクロマトグラフ質量分析装置賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成26年7月14日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 新川電機株式会社松江営業所鳥取オフィス
鳥取市扇町29 |
| 5 落 札 金 額 | 月額402,408円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成26年6月3日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県交通総合管理システム開発、機器賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成26年7月31日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社トスコ 岡山県岡山市南区西市116-13
5 落札金額	月額1,162,080円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成26年6月20日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月22日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

デジタル式乳房X線撮影装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成27年1月30日（金）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成26年8月22日（金）から同年10月2日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成26年8月22日（金）から同年10月2日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月5日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定によりこの公告に示した物品に係る医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成26年8月22日（金）から同年9月5日（金）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

ア 交付期間及び時間

平成26年8月22日（金）から同年9月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年10月2日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。）

イ 場所

倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院第3会議室（外来中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説

明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年9月19日(金)午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Mammography System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 19 September, 2014

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM 2 October, 2014

Deadline for the submission of tender by registered mail : 1 : 00 PM 2 October, 2014

- (4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181